

産業廃棄物処分業許可証

住所 広島県東広島市西条町上三永535番21
氏名 双葉三共 株式会社
代表取締役 新田 泰基

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事

湯崎 英彦



許可の年月日 令和3年7月1日
許可の有効年月日 令和8年6月30日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理（肥料化）

産業廃棄物の種類

【肥料化】汚泥（有機性のものに限る。），廃油（動植物性のものに限る。），廃酸，廃アルカリ，紙くず，木くず，纖維くず，動植物性残さ及び動物のふん尿（これらのうち石綿含有産業廃棄物，水銀使用製品産業廃棄物，水銀含有ばいじん等，判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

（1）肥料化施設

広島県竹原市田万里町字西小寺11359 昭和59年10月6日設置

処理能力 汚泥，廃油，廃酸，廃アルカリ，紙くず，木くず，纖維くず，動植物性残さ及び動物のふん尿 150t/日

（2）保管施設

広島県竹原市田万里町字西小寺11359 260m³，汚泥，廃油，廃酸，廃アルカリ，紙くず，木くず，纖維くず，動植物性残さ及び動物のふん尿 520m³，屋内保管

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和3年6月25日 更新許可

令和4年6月6日 事業の用に供する施設の変更

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無